

株式会社紀陽銀行がプラチナくるみんマーク 社会福祉法人紀伊松風苑がくるみんマーク を取得!!

紀陽銀行

プラチナくるみん認定

くるみん認定 (平成25年・28年)

〔認定基準〕

- ・行動計画 (H28.4~H30.3)
- ・男性の育児休業取得
- ・女性の育児休業取得
- ・育児休業等に関する制度
- ・時間外・休日労働
- ・働き方の見直しに関する目標
- ・子の1歳誕生日の在職率
- ・キャリア形成のための支援 等

平成30年6月認定

紀伊松風苑

くるみん認定

〔認定基準〕

- ・行動計画 (H26.4~H28.6)
- ・男性の育児休業取得
- ・女性の育児休業取得
- ・育児休業等に関する制度
- ・時間外・休日労働
- ・働き方の見直しに関する目標 等



- ・写真右 株式会社紀陽銀行 松岡靖之取締役頭取
- ・写真左 社会福祉法人紀伊松風苑 横山申彦理事長
- ・写真中 松淵厚樹和歌山労働局長



次世代育成支援対策推進法に基づく
「プラチナくるみん」マーク



次世代育成支援対策
推進法に基づく
「くるみん」マーク

認定通知書交付式ダイジェスト

平成30年6月29日実施
和歌山労働局6F会議室



株式会社紀陽銀行のみなさま



和歌山労働局長の祝辞

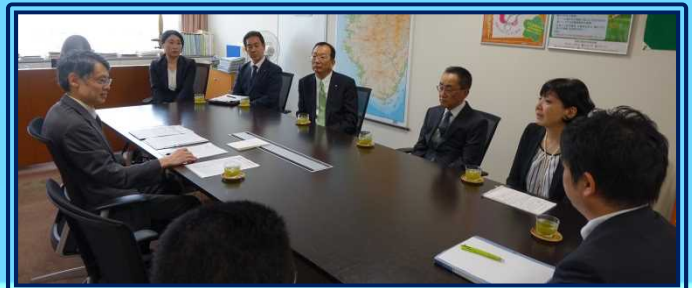


社会福祉法人紀伊松風苑のみなさま

株式会社紀陽銀行 様
社会福祉法人紀伊松風苑 様
おめでとうございます!



意見交換会の様子
(局長室)



次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、計画に定められた目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は、労働局に申請し「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、申請を行うことで優良な「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。